

# 児童研だより

2025年3月 No.72



発行：聖徳大学 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 TEL.047-365-1111 編集：聖徳大学児童学研究所

## CONTENTS

### 児童学の現代的テーマ



#### 性の多様性を育む教育

ー「性的マイノリティへの支援」を超えてー

連載6弾：教育現場における性的マイノリティの理解と支援のため、関係者が理解すべき基本事項と新たな視点を伺います。

2



#### 障害児への「合理的配慮」

ー学校は保護者の求めに  
何処まで応じるべきかー

教育現場での医療的ケア児への「合理的配慮」が問題となった我国初の判例について、事実即して考察します。

甲斐 聡 4

### 活動レポート①

#### アートパーク17

～伝説のとんでもワンダーランド～

17年目のアートパーク。本学学生と地域が協働して行う、子どもの表現をみんなで考えるアートプロジェクト。

5

### 活動レポート②

#### 児童学研究所・生涯学習研究所合同企画 「地域と共に学生と共に2024」 in 聖徳祭

聖徳祭で、児童学研究所と生涯学習研究所が、共同企画「地域と共に学生と共に2024」を行いました。

6

### 研究室訪問



明治以降から現代に至るまでの学校の成立と変遷に関する研究から、学校教育と地域社会の関係についてお聞きします。

坂本 紀子 7

### 私の本棚より

付箋で「危ない」を共有する園での事故予防の解説書と、「思い込み」から解放される（かがく絵本）の二冊です。

甲斐 聡 杉村 裕子 8

## グローバルマインド×カウンセリングマインドで子ども達を育てよう

令和6年11月30日(土)、児童学研究所主催講演会(対面・オンライン併用)を開催いたしました。「外国につながる」子ども達(外国にルーツのある子どもや外国語が母語の子どもなど)の支援が必須となっているため、このテーマを取り上げました。講師は、筑波大学大学院教授の飯田順子先生(公認心理師)です。

飯田先生は、ご自身もご家族の勤務のために中学の頃から海外で過ごした経験から、外国籍の子どもの心細さや、カウンセラーによる支援の温かさについて紹介くださいました。また、筑波大学附属坂戸高等学校とアジアの学校との国際交流教育で作成されたチェックシートを紹介くださり、「異文化交



流に対する肯定的態度」「自国理解」など多方面から自分の「グローバル度」を調べるワークもしました。このような参加型の講演会で、「グローバルマインド」を楽しく学ぶことができました。

また、飯田先生は大学教授の傍らスクールカウンセラーとしてもご経験が豊富です。カウンセラーではなくても、相手の話を共感的に聴くこと、困っていることに寄り添い具体的に解決を目指すこと、ネガティブな感情に寄り添うことなど、「カウンセリングマインド」のある大人がいることで子ども達が救われると語られました。幼児であっても、外国につながる子どもであっても、相手を一人の人として尊重する傾聴の姿勢が、心を開いてもらえる鍵となると、飯田先生の優しいお人柄のにじんだお話から学ばせていただきました。

対面とオンライン合わせて80名以上の参加があり、盛会となりましたことを感謝いたします。

(児童学研究所長 東原 文子 記)

# 児童学の現代的テーマ

## 性の多様性を育む教育

— 「性的マイノリティへの支援」を超えて—

相良 順子 児童学科教授  
 上田 智子 児童学科准教授  
 進藤 浩子 社会福祉学科講師



第6回目の今回は、ジェンダーの問題に詳しい、発達心理学が専門の相良順子先生、学校保健が専門の進藤浩子先生、そして、教育社会学が専門の上田智子先生に、性的マイノリティの子どもへの対応についてお話を伺います。

司会は、児童学研究所所長の東原文子先生です。

**東原：** これまでも教育現場や教育行政は、性的マイノリティの子どもへの対応に取り組んできましたが、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布されたことを契機に、改めて文部科学省から通知が出され、適切な対応の推進が求められています。このために保育者や教員を養成する私たちが理解しておくべき事柄を共有したいと考え、この場を設定しました。そもそもジェンダーとは何なのか、相良先生、解説をお願いしますか。

**相良：** ジェンダーとは、生物学的な性別ではなく、心理社会的な性別を指します。子どもは、自分が男の子なのか女の子なのか、2、3歳頃から認識し始めます。いったんそれを認識すると、その後5、6歳頃までに急速に、「男の子のもの」「女性がやること」など社会の中でどのように性別ごとに物事が区別されているかを学習します。さらに、児童期には、男性にはリーダーシップ、女性には細やかさなど、性別ごとに期待される態度や役割(性役割)も身に付けていきます。こうした時期は、性役割に対する興味・関心が強い時期でもあると同時に、認知の柔軟性がないため、二分化された考え方をしがちです。男の子がピンクの傘をさしていると「女の子みたい」などと、からかう子が出てくるわけです。

**東原：** 幼児期の子どもが性別ごとに物事を区別する時、親や環境の影響は大きいのでしょうか。

**相良：** 1980年代頃までは、いわゆる「男の子らしい」「女の子らしい」衣服やおもちゃが与えられる傾向が強くなりましたが、近年では性別にとらわれない育児を心がける親御さんも増えています。それでも例えば男の子は車を好み、女の子は人形を好むといった場合は少なく、これは研究結果からも、生物学的要因が関係している可能性が高いです。

**上田：** 女の子が人形を好むといった生物学的な嗜好性はあったとしても、そこから、人形のお世話をすることを女の子の社会的役割として学んでしまうかどうかには、

周囲の働きかけや環境の影響が大きいです。おままごとは、各家庭の在り方が反映されますし、先程の傘の事例のような子ども同士のからかいが発生しても、大人が「変じゃないかもよ」「そういうのもあっていいんじゃない」という働きかけをすることで、子どもたちが何を学びとっていくかは変わると考えます。

**東原：** 幼児期から大人が気をつけて接することが多様性を育むのですね。男性が先の男女別名簿や、「くん」「さん」といった男女別の呼称なども課題とされてきました。さらに、性自認と生物学的な性が一致しない(以下、性別違和を感じる)児童生徒への対応として、トイレ、服装、水泳における配慮も文部科学省が示す支援事例にあります。これらについて、進藤先生に、養護教諭としての認識と経験をお聞きしたいと思います。

**進藤：** 私は高校での勤務経験が中心ですが、生物学的な性が女性で自認が男性の生徒との出会いが多かったです。女子トイレは個室のため、こうした生徒は、そのまま使用していた様子がありました。水着は、小中学校を含め、日差しによるトラブル対策などで男子児童生徒もラッシュガードを着て構わないとしている学校が増えている印象です。制服のあり方も変わってきていて、男性も女性もユニセックスの制服の中から好きなものを選べる学校が出てきています。

**東原：** 建物の改築が伴うトイレよりも、制服の方が対応しやすそうです。個別に何か配慮された経験はありますか。

**進藤：** 生物学的な性が男性で自認が女性の生徒が、男子と一緒に健康診断を受けたくないということで、健診の順番を配慮したことがあります。性の問題に限らず何か困っていることがあれば、一緒に考えて解決策を探っていく取り組みは、長く学校現場ではやってきたように思います。

**東原：** 個別的な配慮は、早くから実践されていたのですね。授業で性的マイノリティ等を取り上げ、理解を促進する取り組みはあるのでしょうか。

**上田：** 道徳の学習指導要領には特に書いていないのですが、性的マイノリティを題材として取り上げている教科書はあります。

**進藤：** 保健の教科書には、思春期の変化として、男はがっしり、女は丸みがあるなどという体つきの変化や、異性のことが気になるなどの心の変化が記載されています。



教科書によっては、異性に興味を持つという説明の部分で、「異性」ではない場合もありますよと注釈が書かれています。触れなくてはいけないわけではないので、担当教員の力量にゆだねられている状況です。

**上田:** 道徳の教科書を比較検討した時にも、冒頭の法律の制定時にも問題となったのですが、マジョリティが思いやりをもってマイノリティを理解しましょうという考え方に偏っていて、マイノリティの生きづらさを作っているマジョリティの社会の在り方を問い直すという視点がまだ弱いと感じます。とはいえ、男女別の名簿や呼称など、「隠れたカリキュラム」(教育する側が意図する、しなないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄)がいかに性別違和を感じている人たちを苦しめていたかが、さまざまな調査研究を通して明らかになってきた中で、改善はなされてきているように思います。

**東原:** 教育改革や社会改革を進めるにあたって、科学的に性的マイノリティを説明できるというのがいいのではと思うのですが。

**相良:** その辺の研究成果は明確には出ていません。特に幼児期や児童期の始めは、性のアイデンティティが変化する子が結構いるのです。幼児期からとても違和感を抱えていて、思春期、成人期まで進む子もいれば、途中で変わる子もいます。バイセクシャルやレズビアンなどの性的指向も、性自認と相まって揺れ動く子どもが結構いることが最近分かってきました。プロセスがとても複雑なのです。

**上田:** 性自認や性的指向には、分からない、決めたくないなど、さまざまな状態があります。いずれにせよ、性のあり方は多様であることを、教員や保育者を目指す学生には理解してもらいたいです。

**東原:** そうすると、最終的にその人がその人らしく行きたい方向に行けるように支援しなければならないわけですが、その点でも、幼児教育・学校教育は重要ですね。

**上田:** 進藤先生もご存知だと思うのですが、UNESCOが提起し、欧米やアジア圏で進められている包括的性教育というものがあります。「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」という手引きも発行されていますが、科学的根拠に基づくという方針で、幼児期から、一人一人の多様性、家族の多様性、自分も他者も大事にするというコンセプトを大切に構成されています。

**進藤:** 国際セクシュアリティ教育ガイドンスは、18歳が最終年齢のため、高校に勤めていた時には、性教育のできる最後の皆という意識でいました。性教育セミナーは、人権問題も含めて、その子がきちんと自分なりにライフデザインをしていけるような内容を企画しました。例えば、女子生徒には、結婚、出産以外の道を選ぶのもあなたの自由だよと教えました。りっしんべんの「性」は「心」に

「生きる」と書きますので、どうやって生きるかというのが性教育なのだという思いで実施していました。

**東原:** 最後に、保育者や教員養成におけるポイントや課題は何でしょうか。

**相良:** 近年、メディアの影響や授業での学びもあって、多様な性の認識や性的指向があることなど、大学生は多くの知識を持つようになってきていると思います。ただ、教育現場に立って、園や学校の方針が旧態依然としていた時に悩んでしまうのではないかと、保護者と意見が対立した時に対応できるかどうか心配があります。教育現場においても主体的に考え、行動できるよう、世界的な動きや人権の重要性について、しっかりと伝えていきたいです。

**上田:** 私も、自分の望む性の在り方で生きることが性的自己決定権という権利の問題なのだと伝えていきます。幼児で性的違和を感じて辛い思いをしている子の映像を大学生に見せると、自分事のように感じてくれます。一方で、特定の子に特別な対応をすることは良いことなのか疑問を呈する大学生もいます。学校の文化や価値観自体を変えていく必要性を感じます。

**東原:** 性的マイノリティに特化した制度や教育活動は充実してきていますが、そもそも人権とは何なのか、自分や人を大切にすることの意味など、人権教育の基礎を耕していくことが必要ですね。ありがとうございました。

【参考】

ユネスコ編(2020)「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイドンス 科学的根拠に基づいたアプローチ」全文 <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167>



(北畑 彩子 記)



(左から)進藤浩子先生、東原文子先生、相良順子先生、上田智子先生



## 障害児への「合理的配慮」

— 学校は保護者の求めに  
何処まで応じるべきか —

聖徳大学児童学研究所准教授 甲斐 聡

平成28年4月施行の障害者差別解消促進法7条[以下、促進法]は、障害児への合理的配慮の提供を公立学校に義務付けています(私立は8条)。今回の判例は、気管カニューレを挿管しているX<sub>1</sub>と両親X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>が、水泳の授業に参加させないなど小学校において五つの点で合理的配慮の不提供があったとして、同法7条2項及び障害者基本法4条[以下、基本法]に基づき市に対し国家賠償を求めたものです(名古屋高判令和3年9月3日D1-Law.com判例体系:判例ID28293224)。

事実の概要は以下のとおりです。出生後間もなく声門下狭窄症により気管カニューレが挿入されたX<sub>1</sub>は、喀痰等を日常生活において吸引する必要がある医療的ケア児で、頻度は入学当初1~2時間に1回(1日5~8回)、3年次で1日3~4回、4年次2~3回、5年次1回と徐々に減ります。またX<sub>1</sub>は、文字や絵を理解する視覚的能力、人の話を聞く聴覚的能力、運動能力、記憶能力に問題はないが、指示が通りにくく、注意力に欠け落ち着きがない点が見られ、入学後も、(一)授業中に突然立ち歩く、踊り出す、(二)集会でじっと出来ず、水を飲みに行く等自己中心的行動に出る、(三)授業において教師の指示に従ったり、決められた行動が出来ない、(四)他児の背中を突然押す、顔を叩く、前の児童の髪を触る等、行動に落ち着きがなく、突発的・衝動的な行動に出る等の傾向があります。

本件における争点は、①X<sub>1</sub>の入学に際し保護者と町教育委員会との話合いで、保護者は市に、喀痰吸引器具の取得・保管義務を促進法7条2項の合理的配慮として求め、逆に②町教委は保護者に、喀痰吸引器の準備と登校日に持参するよう義務付けし、入学後、③小学校校長は、X<sub>1</sub>の校外学習へ保護者の付添を求めます。また保護者は、④地域の通学団に保護者の付添なしに参加できるよう、校長が適切な働き掛けをしなかった、更に⑤校長がX<sub>1</sub>を水泳の授業に参加させず、後に参加した場合に高学年用プールを使用させなかったとして、五つの点で促進法7条2項の「合理的配慮」の不提供及び基本法4条の「障害者の権利利益の侵害の禁止」に該当し違法として、市に対し国家賠償を求めました。

裁判所は五つの争点について、以下の様な判断を下します。  
①② 判決では、促進法7条2項は個々の障害者に合理的配慮を求める請求権を認めたものでなく、公法上の義務(国の政策目標)として定めた規定であり、医療器具の取得は平成17年2月の厚労省通知により補助を受けることができ、不特定多数の児童が共有する教育用器具でなくX<sub>1</sub>の個人的使用に供されるものであり、町教委の判断は裁量の範囲を逸脱しておらず合法であるとします。

③ 春と秋の校外学習では、学校は町教委に看護師の配置を

求めたが実現せず、町教委の独自予算で定年退職後の65歳の看護師1名の雇用となります。小学校の校外学習では、日常と異なる場所で気分が高揚し児童が不測の行動にでることがあり、また、X<sub>1</sub>の行動傾向から高齢の支援員1人に通常以上の身体的・精神的負担が想定されたため、校長は障害の内容や日頃の行動特性などを知悉し喀痰吸引も可能な母親に付添を求めたが、断られたため町教委の職員が同行します。4年次からは、町保健センターの職員が2人目の支援員として派遣されたが、活動時間が14時間以上に及び夜間に支援員を休息させる必要があり、校長は保護者に現地待機を求めたが拒否されます。判決では、校長が保護者の付添を求めたのは、「一定の合理的理由がある場合」に限られており、保護者側の「自立が阻害される」との主張を認めず、基本法4条の不当な差別的取扱や解消促進法7条2項の合理的配慮の不提供ではないとしました。

④ 本校では児童の登下校時に保護者と児童が地域ごとに自主的な通学団を組織していたが、X<sub>1</sub>の入学後に他の保護者達から付添なしの受入れを断られたため、X<sub>1</sub>の保護者は、校長に対し学校保健安全法27条の「通学を含めた学校生活等における安全に関する指導」として、学校が他の保護者に働き掛けをする義務があると主張します。判決では、同法により学校は通学路の選定や登下校時の安全指導を行う義務を負うが、特定の方法を実施すべき義務を負うのではないとしてX<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の主張を退けます。

⑤ 水泳の授業に関して3年次まで参加させず、4年次からは低学年用のプールであったため、保護者は、気管切開孔に水が入る可能性は低く又医師の意見を聴いていない点、プールでの活動を試行していない点、他の小学校では水泳の授業に参加している点から、学校側の違法性を主張します。判決では、3年次までは上記のX<sub>1</sub>の行動傾向という個別的事情[他校の児童は教師の指示に従っていた]から学校側の判断に違法性はないとし、4年次からの対応は、段階的に高学年用に移行することを企図していたと推認され、当該児童に合わせた水泳指導を指向する合理的なものと判断しました。

学校生活における障害児への合理的配慮について、本件は初めての司法判断を下したのですが、上記したX<sub>1</sub>の行動傾向が少なからず影響したのと思われます。学校と保護者が十分な話合いを持ち、保護者にはスクールソーシャルワーカー(SSW)の中立的介入により家庭以外での児童の客観的状況の理解を求めながら、専門家の意見を交え試行し協働で児童の学校生活を支えていく必要があります。



## 活動レポート①

### アートパーク17～伝説のともでもワンダーランド～

聖徳大学教育学部児童学科 教授 大成 哲雄

7月7日(日)、松戸中央公園で「アートパーク17～伝説のともでもワンダーランド～」(主催 聖徳大学児童学研究所、聖徳大学生涯学習研究所)を開催しました。当日は、公園各所で14のワークショップや展示を行い、約1200名の親子参加がありました。34度の猛暑でしたが、木陰を活用するなど工夫をし、安全にアートを楽しむ場を作り上げられました。

児童学科からは大成ゼミ、関口ゼミ、西園ゼミ、祓川ゼミ、音楽Ⅰ研究室(余村ゼミ、田中ゼミ、馬場ゼミ)が参加。昨年アートパークを経験した4年生と児童文化コースの1年生が全体のサポートを担当しました。短期大学部保育科からは北沢Grと北沢ゼミ、美術部も参加しました。地域からは保育園、松戸市中学校美術部有志、まちづくり団体、児童館、絵画教室、アーティストなど7団体が参加しました。4月からハイブリッド会議を重ね実施に至りました。

大成ゼミは、ダンボール製の犬「わんぱあ〜く犬」の下でダンボールを積んだりつなげたりして遊んだ後、絵の具遊びを昨年に引き続き行いました。西園ゼミは「ころりんスライダー」。ビー玉転がし制作は今年も大人気でした。音楽Ⅰの3つのゼミは、合同で子どもたちのために音楽会を開きました。北沢Grは保育園と協力し、空き箱などの廃材を使った活動を行いました。どの団体も身近な材料を使って遊べる場を作りました。地域からはPARADISE AIRが音を手がかりに体を動かすワークショップを行いました。

「アートパーク」は松戸市の広報誌「晴耕雨読」のアート特集で扉を飾り、松戸の顔として紹介されました。今後も地域と連携し、公園を核に学生、市民が楽しめるアートプロジェクトとして更に発展させていきたいと考えています。

(アートパークプロジェクト <https://artpark.exblog.jp/>)



「わんぱあ〜く犬」大成ゼミ



「ポロロン」もりの音楽会|音楽Ⅰ研究室(余村ゼミ、田中ゼミ、馬場ゼミ)



「ぴったりのダンスをおどろう!」asamicro × PARADISE AIR

#### <参加した学生の感想>

児童学科 幼稚園教員養成コース 3年

矢作 亜弥

アートパークの活動を通して学んだこと

今回のアートパークを通して学んだことは、まず仲間との協力の大切さです。この活動を通して大成ゼミが一つになれたことが大きな収穫でした。制作や活動で困難に直面しても仲間と協力することで解決策を見出せることを学びました。

2点目は、子どもの想像力の高さです。当日は子どもと関わりながら活動を発展させていきました。アートパークには幅広い年齢層の子どもたちが参加し、制作する内容の違いを理解できました。

今回得た知見は、今後の活動に大いに役立つと感じています。子どもたちの自由な発想や仲間との連携を大切に、これからも積極的に学び続けていきたいと思います。

## 活動レポート②

# 児童学研究所・生涯学習研究所合同企画「地域と共に学生と共に2024」in聖徳祭

聖徳大学教育学部児童学科 准教授 上田 智子

2024年11月9・10日の聖徳祭で、児童学研究所・生涯学習研究所の2回目の合同企画「地域と共に学生と共に2024」を実施しました。昨年に続き、学生が行ったボランティア活動や地域活動を中心に、両研究所の最近3年間の活動実績について、展示と発表で紹介しました。

展示では、松戸中央公園でのアートパーク、児童学研究所運営の子育てひろば「にこにこキッズ」でのボランティア、常盤平団地との一連の連携プログラム、松戸子育てフェスティバルでのボランティア、配慮を要する児童・生徒を対象とした学習指導ボランティアなど、さまざまなボランティア活動や地域活動を紹介しました。写真をふんだんに活用し、分かりやすく工夫した展示資料も、学生主体で作成しました。

2日目には、展示に加え、学生による実践発表も行われました。学習指導ボランティアでは、今年は「遊びを通じた学習支援」「学生が友だちの役割を担いながら行う学習指導」など、テーマをより明確にした発表が行われ、本学の学習指導ボランティアの特徴や成果がより伝わるとともに、研究発表としての趣きも感じられる発表になっていたと思います。松戸子育てフェスティバルの発表では、子どもたちに楽しんでもらうために学生たちがどんな工夫をしたのか、実際に遊びに使った道具や制作物を見ていただきながら、発表を行っていました。

2日間でのべ55名の方にご来場いただきました。学生発表では、地域の方々が、本当に熱心に聴いてくださり、質問もして下さったことが印象に残っています。ボランティアの機会を提供して下さっている地域の書店の方、市民活動やボランティアに強い関心をお持ちの松戸市の議員の方、また在学時にボランティア活動に熱心に取り組んでいた卒業生など、人のつながりの広がりも感じられました。

今年も来場者に自由にコメントを残していただく「感想の木」を用意したところ、「学生のさまざまな活動が見られて良かった」「活動報告が楽しそうで、私もまたボランティア活動をやりたいと思った」「発表が分かりやすかった」といったコメントをいただきました。

今年も、両研究所が、地域とつながる研究所であることを認知していただく機会となったように思います。これからも、学生のボランティア・地域連携の活動がより広がっていくよう、両研究所で応援していきたいと思ひます。



さまざまなボランティア活動の展示



学生による実践報告



「感想の木」に寄せられた参加者のコメント



# 研究室訪問

35

聖徳大学教育学部教育学科  
教授

坂本 紀子 研究室



第35回は、本学教育学部教育学科の学科長であり、「日本教育史」を専門に研究されている坂本紀子教授です。

## ■先生のご専門についてご紹介ください。

私の専門分野は、日本教育史、中でも地域教育史というものです。学校教育と地域社会の関係について新潟県、静岡県、長野県、そして北海道を対象に、主に明治期から戦後直後までを対象に研究をすすめてきました。現在は、北海道の自治体誌の編纂に関わり、戦後直後から2000年頃までの北海道の学校教育について調べています。

## ■先生が大学の教員、研究者になられたきっかけはなんですか。

父が中学校の教員だったこともあり、学校に関心を持つようになりました。自分自身の小・中・高校での経験を通して、当たり前のように存在する学校に様々な疑問を抱くようになりしました。もともとは小学校教員を目指していましたが、学校というものについて追究したいと考え、大学院に進学して研究手法を学んで教育に対する問いをさらに深め、大学教員として地域教育史の研究を続けています。

## ■ご専門の学問の魅力はなんですか。

歴史を通して学校と地域関係を解明するということは、端的に言えば、人間の生き方、日本の人びとがどのように生きてきたのかを明らかにすることに行き着くと思っています。日本は近代になって教育制度が整備され、学校教育が開始されます。それ以降、学校は日本社会に根付き、学校に通うことが当たり前になりました。戦前は、地域(学区)の人びとがお金を出し合って小学校を作り維持していたので、人びとの学校に対する帰属意識は強く、小学校は地域のコミュニティ・センターのような存在でした。教師は子どもたちだけでなく、地域の人びとの指導者のような存在でもありました。このように学校と人びとの生活は密接につながっており、そのありようを解明していくことは、大変興味深く、今日の学校と地域関係を考える際にも参考になります。

## ■ご専門分野の研究内容や経験をとおして、大学教育で大事にすべきことがあれば教えてください。

日本の学校は施設設備や教育内容において、戦前からあまり変わらずそのまま継続されているものがあります。例えば、教室は長方形で大きい黒板が前にあり、机と机とが黒板に向かって整然と並べられているように。それは、学校教育が開始された当時、ヨーロッパから輸入された形でした。今日のヨーロッパの学校は大きく変化しており、例えば小学校低学年段階では、机が丸いテーブルになっているところもあり、子どもたち同士でコミュニケーションが取りやすい環境が作られています。

私たちは、「教育とは何か」を問い続け、これまでとは異なる視点で学校教育を捉え直す必要があります。私たちが当たり前だと思っている学校教育の姿は、実は当たり前ではなく、当たり前だと思っていることを疑ってみることが必要だと思います。私は授業をとおして、そのような視点を学生の方々に持ってもらいたいと思っています。

## ■先生のこれからの研究はどのような内容になっていきますか。

私は地域教育の歴史調査を行う過程で、戦前、「義務教育免除地」という地域があることを知りました。あまり知られていませんが、離島や山間、へき地などでは学校が作れず、義務教育が「免除」された地域があり、そのような地域の人たちが一生懸命(義務)教育を獲得しようとした歴史があります。今後は、そのような地域教育の歴史について、研究を進めていきたいと思っています。

## ■これからの学校と地域の関係についてお考えを教えてください。

子どもたちを取り巻く状況は多様化し、通学する教育機関も定められた学区にある学校のみではありません。地域の人びとが中心になって、自分たちが求める教育を行ってくれる新たな学校づくりに挑戦しているところもあります。少子化によって、空いている教室を地域で活用している例も多くあります。フリースクールのような子どもの居場所づくりに取り組んでいるところもあります。より柔軟な考え方で、地域と学校の新しい関係を築いていくことが求められる時代であると思っています。

(森 貞美 記)



# 私の本棚より

## イラストで学ぶ保育者のための「ハザード」教室 子どもの「危ない!」の見つけ方・伝え方

所真理子・掛札逸美・レーヴ法律事務所 著  
柚木ミサト 絵  
ぎょうせい・2023年

本書は、保育所等の未就学施設や子育て支援での子どもの事故について、ハザード(危うさ)を見つけ・伝えるという方法で、ものと環境・体の大きさ・発達段階の視点から、保育者ができる対策と保護者を巻き込んだ事故予防を解説しています。

例えば、頭の挟み込みでは、押込んだり・回転させることで発生し、子どもは「なぜ頭が入ったか」を理解していないためパニックになるとイラストで説明し、また送迎バスでの事故では、職員が後まで行き後退りをしながら席と席の下を「誰もいない!」と声出し指差し確認を行い、席の下で眠っていたり・席で丸まっている子のイラストがあるため、危機管理対策であるのに読んで「ホックリ」させられます。

更に、分かりやすい掲示で保護者に「危ない」を伝えるとして、「あなたの手は、お子さんの命綱」や「朝は必ず声をかけて」と送迎時での保育者によるリスク・コミュニケーション

手段を解説するなど、現場での実践的な勉強会により現状の再確認を行うテキストとしてお勧めといえます。



聖徳大学  
児童学研究所  
准教授 甲斐 聡

## カッコいいピンクをさがしに

なかむらみ 文・絵

福音館書店(月刊たくさんのふしぎ 2024年3月号)

本書の著者なかむらみさんは、ある新聞記事を目にしました。男の子の孫をもつお祖母さんの投書で、孫がピンクのランドセルを選んだことに戸惑う気持ちが綴られています。なかむらさんは男の子の意思を尊重したいと思う反面、自分のなかにも揺れる思いがあることに気づき、いろいろな人にピンクについて聞いてみることにしました。そのあれこれが本書にまとめられています。

『ももいろのきりん』の著者中川李枝子さんと宗弥さんのお話も面白いし、平安時代が注目される今は染司の方へのインタビューも新鮮。色彩学や色覚研究のお話もあれば、アジアやアフリカのピンク文化についても書かれています。私が昔話のピンクについてお話したことも取り上げていただきました。

去る3月。卒業祝いとしてクラスの学生にこの本を贈りました。卒業しても、昔話の授業で学んだことを思い出してほしいという理由がひとつ。もうひとつは、これからたくさんの「思い込み」に直面するだろうと思ったからです。そ



んなときに、子どもを社会に適応させようと専心するのではなく、かがく的な目とやわらかい心で問題に向かってほしいと思うのです。

聖徳大学 教育学部  
児童学科  
准教授 杉村 裕子

### アンケートご協力をお願い

最後までお読みいただきありがとうございます。『児童研だより』No.72はいかがでしたか？パソコンまたは携帯から、どうぞ皆様のご意見をお寄せください。ご協力いただいた方には、オリジナルグッズをお送りいたします。

☆『児童研だより』アンケート入力フォーム専用ページ  
<https://forms.office.com/r/N1TX2KKLF>

携帯電話の方はコチラ



### ホームページのご案内

聖徳大学児童学研究所ホームページでは、最新のイベント情報の配信や『児童研だより』のバックナンバーがご覧いただけます。



<検索方法>  
検索サイトで「聖徳大学」と入力して検索してください。

聖徳大学 (<https://www.seitoku-u.ac.jp/>) のホームページ内「地域連携・社会貢献」から「児童学研究所」リンクボタンをクリックして、ご覧ください。

